

交付までの流れ

要件・必要書類の確認、準備

日程等調整(事前予約)

事前に入権男女共同参画課人権施策推進室へお電話ください(受付は平日8時30分~17時15分)。宣誓する日時、場所を調整するほか、お持ちいただく必要書類を確認します。
※宣誓日時は、希望に沿えない場合があります。

宣誓

日程調整を行った日時に、必要書類をお持ちのうえ、お二人で県が指定する場所に来庁してください。

双方が栃木県在住

一方又は双方が栃木県
に転入予定

受領カード等交付

転入予定者受付票交付

(栃木県に転入)

住民票の提出・受領カード等交付

転入予定者受付票に栃木県在住を証明する住民票を添えて提出してください。確認後、宣誓日付けで受領カード等を交付します。なお、提出及び受領カードの交付は郵送でも受け付けます。

宣誓に必要な書類

	双方が栃木県に在住している場合	一方又は双方が栃木県に転入予定の場合
宣誓時	①とちぎパートナーシップ宣誓書 ②とちぎパートナーシップの宣誓に関する確認書 ③世帯全員の住民票の写し(宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限る) ④独身証明書、戸籍抄本等(宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限る)配偶者がいないことを証明する書類 ⑤本人確認書	①とちぎパートナーシップ宣誓書 ②とちぎパートナーシップの宣誓に関する確認書 ③世帯全員の住民票の写し(県内に住所を有しない場合にあつては、県内に転入する予定が記載された転出証明書(転出証明書が掲示できないときは除く)) ④独身証明書、戸籍抄本等(宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限る)配偶者がいないことを証明する書類 ⑤本人確認書
交付時	交付と宣誓が同時のため確認なし	①転入予定者受付票 ②世帯全員の住民票の写し(転入者のみ) ③本人確認書類(来庁時のみ)

※本人確認書類の具体的な例(「氏名、住所及び生年月日」が確認できるものであることが前提)

- ①個人番号カード(マイナンバーカード)
- ②旅券(パスポート)
- ③運転免許証
- ④写真付き住民基本台帳カード
- ⑤その他官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明書等であつて、本人の顔写真が貼付されたもの

※通称の使用を希望の場合

性別違和等、知事が特に理由があると認める場合は、受領カードに通称を使用可能とします。なお、通称を使用した場合は受領カードの裏面特記事項に氏名を記載することとします。

○通称の確認方法

学生証や法人が発行した身分証明書など、社会生活上日常的に使用していることが客観的に明らかになる資料であれば1点、郵便物や公共料金の領収書等であれば2点を宣誓時にお持ちください。